

中世領主間の身分と遺構・遺物の格

—戦国期の書札礼の世界から見た若干の提言—

市村 高 男

一、はじめに

二、東国領主の書札礼

(一)永正期里見氏の書札礼

(二)天文期佐竹氏の書札礼

(三)天正期古河公方家の書札礼

三、書札礼と身分秩序

四、若干の提言

(一)身分と実力との葛藤

(二)遺構を読む時の留意点

(三)遺物を読む時の留意点

五、おわりに

一、はじめに

最近、各地で各種開発に伴う中世城館跡の発掘調査が実施され、中世領主の支配・生活の拠点の実態がしだいに解明されつつある。もとよりその背後には、調査終了とともに消滅していった極めて多数の中世城館跡が存在することを決して忘れるべきではないが、こ

うした行政発掘の諸成果が、これまで必ずしも明らかではなかった中世領主の本拠地の実態を浮かび上がらせ、さまざまなレベルでの議論を可能とするに至ったことは、やはり否定し得ない事実といつてよいであろう。

たとえば、発掘によって現れる遺構や陶磁器類をはじめとする多数の遺物群は、領主・家臣・民衆の生活・生産・文化・信仰の内容や質、さらには経済状態・社会的地位などまでを具体的に提示することになり、これまで文献史料のみでは容易に打破することができなかった大きな障害を乗り越える状況を生み出すことになった。当然ながら、これに伴って文献史料を中心とした中世領主や中世社会に関する諸研究は、さまざまな面で新たな対応を迫られるに至り、その結果、多様な試みが正面から積極的に開始されつつあるというのが現状である¹⁾。

本稿は、こうした最近の研究状況を踏まえつつ、中世考古学の顕著な進展に対応して、文献史学の側から果たしてどの様な寄与を成すことができるのかを探ってみようという細やかな試みである。もとよりここでは、中世考古学全般に対して効果的な発言を成し得るだけの十分な準備がないので、とりあえず、中世城館跡の発掘調査によってつぎつぎと提示されつつある諸成果に対し、文献史料の検討を通じて戦国期の領主諸階層の身分秩序の在り方を具体的に紹介することによって、堀・土塁・曲輪やピット群などの遺構や青磁・

白磁・染め付け・土器などの遺物からその遺跡の特質や性格を考えようとする際に、多少なりとも手掛かりとなりそうな若干の話題を提供するのみにとどめざるを得ない。また、直接の分析対象地域も、東国が中心になることをあらかじめお断りしておきたい。

二、東国領主の書札

書札礼が、文書の発給者と受給者との社会的関係の具体的表現であることはよく知られているが、この問題を中世社会論の一環として積極的に論じようとする試みは、まだ必ずしも十分には成されていないように思われる。そこで本節では、当該テーマの関連史料を残す里見氏・佐竹氏・古河公方家を事例として、戦国期東国の書札礼の基本的枠組みを検討することによって、東国における領主階級の身分秩序の実態を提示しておくことにしたい。

(一) 永正期里見氏の書札

「里見家永正元亀年中書札留抜書」⁴は、安房里見氏の書札礼に関する史料として知られているが、この史料の記載から永正期における里見氏の書札礼の概要を示せば第一図のようになる。

まず(A)は、里見氏(この頃の当主は義豊)が古河公方(当時足利政氏)に意思を伝達しようとする時のもので、宛所に公方の名を直接記すことを憚り、近臣の野田氏へ取次ぎを依頼する披露状

第一図 永正期里見氏の書札礼

の形式をとることになっていた。そしてその宛所には野田右馬助殿というように名字十官途・受領(仮名)十殿の下り書きで、上所の謹上を書くのが通例であった。里見氏がこのような披露状を発するのは、東国では古河公方のみであり、この時期になっても古河公方が東国の身分秩序の頂点に立っていたことを示している。

(B)は、里見氏が関東管領山内上杉氏に発する文書の形式である。この場合は披露状形式にせず直接に山内上杉氏へ宛てられるが、官途・受領までを書く下り書きにせず、「山内殿」とのみ記して「謹上」という上所と「御宿所」という脇付けまでを書き

(A) 古河公方宛	………此旨可預御披露候、
恐々謹言、	
月日	源義豊
謹上	野田右馬助殿
(B) 関東管領宛	………、恐々謹言、
月日	源義豊
謹上	山内殿
	御宿所
(C) 足利一族宛	………、恐々謹言、
月日	源義豊
謹上	渋谷殿
謹上	一色兵部太輔殿
(D) 関東領主・奉公衆宛	………、恐々謹言、
月日	源義豊
謹上	結城左衛門督殿
謹上	木戸左近将監殿
(E) 関東領主の「内之衆」宛	………、恐々謹言、
月日	源義豊
	長尾左衛門尉殿
	江戸但馬守殿

添えることになっていた。里見氏が、この形式をとるのは山内上杉氏と足利氏一族の吉良氏のみであり、東国では彼等が古河公方につぐ高い格式を有する存在であったことを物語る。

(C) も足利氏の一族に発せられる形式であり、これには官途・受領名を書かない渋川氏型(C1)と官途・受領名を書く(下り書)一色氏型(C2)との二類型があった。両者とも脇付けを欠くが、(C1)は渋川氏のほか岩松氏の例があげられているように、吉良氏に準じる格式を有する存在であり、それにつぐ待遇の(C2)の例として一色・桃井・鳥山・畠山・加子・大館・今川氏らの名があげられている。このほか山内上杉氏の一族扇谷上杉氏が、宗家より一格下がって一色氏らと同格の書札礼とされていた。

(D) は、「関東人」・「外様」と呼ばれた関東領主層と「御奉公之衆」すなわち古河公方の奉公衆に対する書札礼である。「関東人」には大名身分の千葉・結城・佐竹・小田・大掾・小山・宇都宮・那須氏ら「関東八家」と国人身分の一般領主層とが含まれ、「御奉公之衆」の中にも身分の高下を含みながら、少なくとも里見氏の発給文書は、恐々謹言という書止め文言、署名十花押、上所と名字十官途・受領十殿という宛所など共通した形式とされている。ただ、彼等が里見氏に文書を発する時、それぞれの身分に応じて書札礼にも相違があった可能性が高い。

(E) は、里見氏が「関東人之内之衆」に発する文書の書札礼で

ある。彼等は「内之衆」「内衆」「内者」という呼称からも察知されるように、横瀬(岩松氏)・長尾(山内上杉氏)・原(千葉氏)・江戸(佐竹氏)・多賀谷(結城氏)・芳賀(宇都宮氏)・木内(常陸大掾氏)など、足利氏一族・上杉氏・「関東八家」などに従う存在であり、里見氏が同輩として遇する「関東人」・「御奉公之衆」よりも明確に一格下の身分に位置付けられていた。それゆえ里見氏は、上所を省略する(D)よりも薄礼の書札礼で臨んでいたが、長尾・原・江戸・小野崎氏らの有力者に関しては、一般の「内之衆」より若干優遇した書札礼を用いることになっていたとされる。

以上のように、永正期の里見氏の書札礼は、(A)古河公方足利氏を最上位に置き、それについて(B)関東管領山内上杉氏と(C)一部の足利氏一族、同輩として臨む(C2)一般の足利氏一族や(D)「関東人」・「御奉公之衆」、薄礼で臨む(E)「関東人之内之衆」、という階層性を有していたのである。このうち(C2)・(D)は、里見氏からの発給文書の上では同輩の礼として遇されることになっていたが、受給文書においては発給者の多様な身分・地位に対応し、厚礼のものから薄礼のものまで多様であった可能性が高い。

(二) 天文末期佐竹氏の書札礼

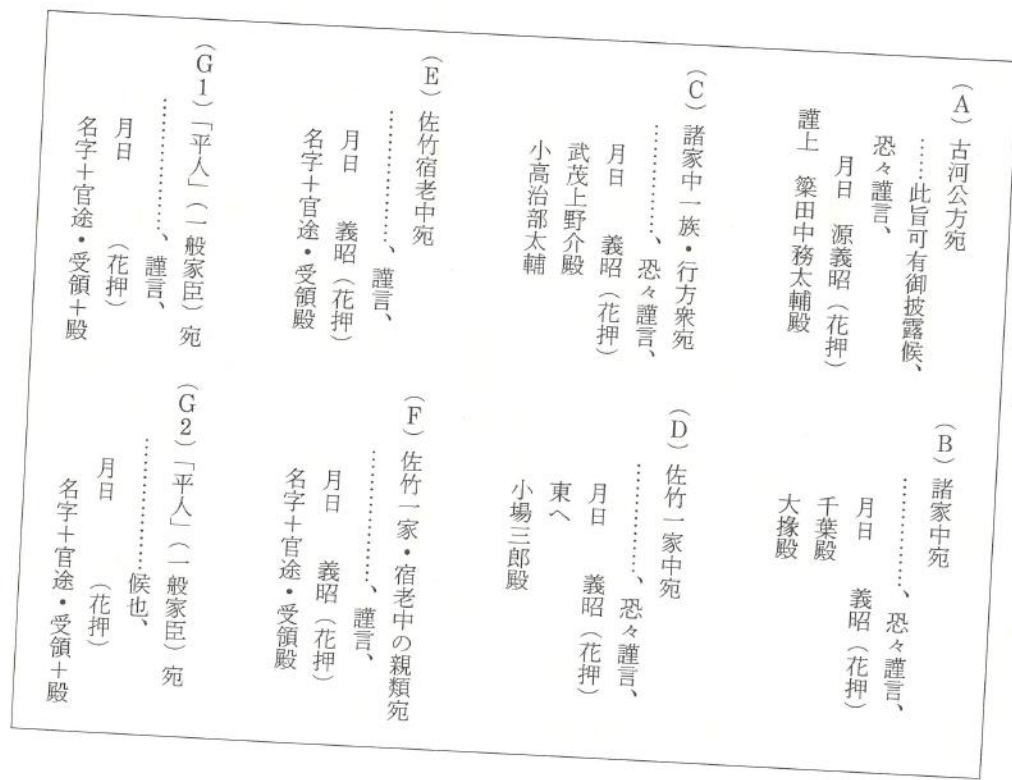
佐竹氏には天文後半期頃(当時の当主は義昭)に枠組みが形成された書札礼集が二種類ほど存在する⁽⁶⁾。両者は微妙な差異を含むもの

の、基本的構成においてはほとんど同内容であるといつてよい。⁽⁷⁾ここに示された佐竹氏の書札礼の概要をまとめたものが第二図である。まず(A)は、佐竹氏が古河公方(この当時は足利高基)に意思を伝達する時のもので、永正期の里見氏の場合と同じ披露状の形式をとることになっていた。⁽⁸⁾この事實は、天文末期になっても佐竹氏が古河公方を特別の存在として遇していたことを示すが、披露依頼の相手は、野田氏ではなく下総関宿の築田氏となっている。これは古河公方への取次役の再編、築田氏の急成長による地位向上の結果として生じた変化であった。

(B)は佐竹氏が「諸家中」(関東八家)に対する書札礼であり、宛所は名字十殿、書止め文言は恐々謹言、署名は実名十花押、という形式をとることになっていた。これは千葉・大掾・小山・結城・宇都宮・小田・那須氏ら佐竹氏と同輩の大名身分の者に対する形式であり、南奥羽の芦名・白川・伊達・岩城氏がこれと同じ形式、相馬・石川・田村・岩瀬(二階堂)氏らもこれとほぼ同じ形式であった。急成長を遂げた小田原北条氏に対しては、以前「北条左京大夫殿」と下り書きであったことや「御家之御品」を考慮し、「不定」と不確定な側面を残しながらも一応同輩の扱いとしている。⁽⁹⁾

(C)は武茂(宇都宮氏)・安戸氏(小田氏)など「諸家中」の一族(庶流)と、小高・玉造・手賀・武田氏ら行方衆(常陸国行方郡の領主たち)に対する書札礼である。書止め文言を恐々謹言、署

第二図 天文末期佐竹氏の書札礼



名を実名十花押とする点では（B）と同じであるが、宛所を武茂上野介殿・小高治部太輔殿というように名字十官途・受領（仮名）十殿の下り書きとする点で（B）よりも明らかに薄礼の扱いであった。

この形式は、常陸国鹿島郡の旧族領主である鹿島・中居・畑田・林・津賀氏らに対しても適用されていた。（C）を適応される「諸家中」の一族や行方・鹿島衆は、この当時まだ佐竹氏の分国外にあったとはいえ、大名より一格下の国人身分に位置付けられる存在であった。

（D）は佐竹氏一族である「一家中」（その当主）に対する書札礼であり、書止め文言は恐々謹言、署名は実名十花押、宛所は名字十官途・受領（仮名）十殿の下り書きであった。この書札礼は（C）と同じであり、佐竹氏一族も国人並に位置付けられていたことを示している。¹⁰ただ、「佐竹」名字を名乗る北・東・南の三家（当主）の場合には、「東へ」・「御東」などの宛所が書かれ、「一家中」の中でも特別の扱いをされる存在であり、そして、実際に彼等が発給した文書は他の一族より明らかに上位の書札礼（佐竹宗家当主に準ずる）で書かれていた。¹¹

（E）は佐竹氏が「宿老中」（重臣）に宛てる文書の書札礼である。この場合、署名が実名十花押、宛所を名字十官途・受領（仮名）十殿の下り書きとする点では（D）と同じであるが、書止め文言はそれより一格下の謹言であった。たとえば小野崎・小貫氏のような国人並の重臣であったとしても、佐竹氏の「一家中」と家臣である

「宿老中」との身分差は歴然と区別されていた。この書札礼は（F）のように「一家中」の分家と「宿老中」の親類にも適応されていた。ただし、「宿老中」出身の水戸城主江戸氏については、一五世紀末以来の急成長により、佐竹義舜（義昭の祖父）から「一家中」と同位と承認され、（D）の書札礼で遇することになっていった。¹²

（G1）・（G2）はともに「平人」と呼ばれる一般家臣（中下級家臣）に対する書札礼である。このうち（G1）は、書止め文言を謹言、宛所を名字十官途・受領（仮名）十殿の下り書きとする点で（D）と同じであるが、署名は花押のみを据えたさらに一格下の待遇であり、（G2）は謹言までを欠いたそれよりさらに薄礼の書札礼であった。

以上のように佐竹氏の書札礼は、（A）古河公方を別格として、（B）同輩の「諸家中」（「関東八家」）や南奥羽の大名層、その下の（C）「諸家中」一族・国人層と（D）佐竹「一家中」、その下の（E）佐竹「宿老中」と（F）佐竹「一家中」の親類・「宿老中」の親類、さらに薄礼の（G1）・（G2）「平人」と呼ばれた中下級家臣、という明確な階層性を持っていた。実際の発給文書によれば、関東管領山内上杉氏や足利氏一族は（B）形式の宛所に「御宿所」などの脇付けが添えられ（A）につぐ待遇を受け、天文期に至っても古河公方・関東管領・足利氏一族を上位とする礼の秩序が維持されていたことが判明する。ただ、永正期の里見氏の書札礼に対して

天文期の佐竹氏の書札礼では、関東・南奥羽大名とその一族や国人層との身分差、さらには配下の一族・家臣団の身分差が文書形式の上でより明確に表現されるようになっていく。これは天文期に彼らの地域権力化とそれに伴う領主階級再編の進展が生み出した現象であり、第二図の書札礼は、戦国半ば～末期における関東・南奥羽の領主諸階層のほぼ全体に該当するものといつてよい。

(三) 天正期古河公方家の書札礼

古河公方家の書札礼については「義氏様御代之中御書案之留書」¹³⁾が纏まった内容を示す。この史料を中心に発給文書を参照しつつ、天正期の古河公方(当時の当主は義氏)の書札礼の概要を纏めたものが第三図である。

まず(A)を見ると、足利義氏が東国の諸家に文書を発する場合は古河公方家の親類で関東管領でもある北条氏(相模小田原城主)に対し最も厚い待遇を与えていた。すなわち書止め文言は恐々謹言、署名は実名+花押、宛所は親類の場合に特徴的な名字なしの官途・受領(仮名)という形式であった。これに準じるのが(B)に示した吉良・渋川・新田・一色氏ら足利氏一族の場合であり、書止め文言を恐々謹言、署名も実名+花押とする点では(A)と同じであった。しかし、(B)の宛所が名字+官途・受領(仮名)+殿と記されるように、足利氏一族ながら別名字の親類であった彼らは、義氏生母の実家である北条氏より親密さの面で一步背後に位置付けられ

第三図 天正期古河公方家の書札礼

(A) 北条氏(関東管領)宛、恐々謹言、 月日 義氏(花押) 左京大夫殿 新九郎殿	(B) 足利氏一族・山内上杉氏宛、恐々謹言、 月日 義氏(花押) 一色宮内大輔殿
(C) 管領(北条氏)親類中宛、謹言、 月日 義氏(花押) 北条陸奥守殿 北条助五郎殿	(D) 関東諸家宛、謹言、 月日 義氏(花押) 千葉介殿 結城左衛門督殿 築田中務大輔殿
(E) 関東諸家一族・奉公衆宛、謹言、 月日 (花押) 千葉中務大輔殿 芦野日向守殿 梶原美作守殿	(F) 関東諸家・奉公衆の内の者宛、候也、 月日 (花押) 名字+官途・受領+殿 名字+官途・受領とのへ

ていたのである。北条氏と関東管領に並立した山内上杉氏も(B)の書札礼であった。

(A)・(B)につぐのが(C)・(D)であり、このうち(C)は北条氏照(陸奥守)ら北条氏一族に対する書札礼、(D)は千葉・結城・佐竹・小山氏らの大名層や奉公衆の有力者築田氏に対する書札礼であった。(C)・(D)は、ともに書止め文言を謹言、署名を

実名十花押、宛所を名字十官途・受領（仮名）十殿と記す文書形式であり、(A)・(B)より明確に一格下の扱いとされていたことが確認される。

(E)は(D)の一族や国人、一般奉公衆に対する書札礼であり、書止め文言は謹言、宛所も名字十官途・受領（仮名）十殿と(D)に同じであるが、署名は花押のみを記すそれより格下の待遇である。さらにその下に位置付けられたのが(D)や(E)の内衆であり、佐竹氏配下の小野崎氏や千葉氏配下の高城・井田氏などは、本来この書札礼を適応される存在であった。¹⁴⁾

以上が天正期の古河公方家の書札礼の概要であるが、この時期になると古河公方の権力・権威の低下に対応し、その書札礼にも少なからぬ変化が現れている。その大きな特徴は、北条氏が台頭し東国の礼の秩序の中で枢要な地位を占めたこと、東国領主諸階層に対して書札礼の格上げが進行したこと、の二点に纏めることができよう。古河公方の発給文書を概観してみると、一五世紀半ば過ぎ頃までの書札礼は、鎌倉府段階のそれを継承し、関東管領・足利氏一族、大名、奉公衆・国人、内衆という整然とした序列を見せていたが、一五世紀後期から小山・那須・結城氏ら大名に対する(E)から(D)への書札礼の格上げが開始され、一六世紀前半より真壁氏ら有力国人や奉公衆築田氏も(E)から(D)へ、また小野崎氏や高城氏ら一部の有力内衆も(F)から(E)へとそれぞれ書札礼の格上げが

行われた。そして一六世紀半ば近く、奉公衆並の地位にあった北条氏が飛躍的な勢力拡大と足利氏一族化とによって、古河公方につぐ地位を獲得することになったのである。こうして形成されたのが第三図に示した天正期における古河公方家の書札礼であり、この時期にはさらに古河府の雑色や有力町人に対しても、袖判形式の文書が発給されるようになっていたのである。¹⁵⁾

三、書札礼と身分秩序

以上、(一)永正期の里見氏、(二)天文末期の佐竹氏、(三)天正期の古河公方家の書札礼を事例として、戦国期における東国の礼の秩序について概観した。このうち(二)は、戦国期東国の典型的な書札礼の実態と特質を最もよく表現するものであり、(一)は(二)が成立する前段階、また、(三)は(二)からの変化が進みつつあった段階の書札礼の在り方をそれぞれ示すものであった。この三段階の書札礼を通じて見られる当該期東国の身分秩序は、古河公方足利氏を頂点として、関東管領山内上杉氏と足利氏一族を上位に置き、東国領主層の基本部分を「大名」「関東八家」と奉公衆・国人とに区分し、その下に「内衆」として彼らの家臣たちを位置付けるといえるものであった。この身分秩序の基本的な枠組み自体は、室町期のそれを継承したものであり、それゆえそこに決定的な変化は生じていないともいえよう

が、にもかかわらず、

- ① 外来者北条氏の関東管領就任・足利氏一族参入による大名化
- ② 小弓公方を擁立した奉公衆里見氏の大名化

③ 奉公衆築田氏や国人の皆川・壬生・大田原・真壁・正木氏や「内之衆」太田・長尾・江戸・多賀谷・水谷・土岐原・原氏らの脱国人化・脱「内之衆」化による準大名的成長

④ 古河公方や足利氏一族の権力面での後退

⑤ 関東管領上杉氏の凋落と越後長尾氏への家名譲渡

⑥ 東国大名小山・大掾・小田・千葉氏らの停滞または没落

などの諸事実が示すように、その内実は少なからぬ変化を遂げていたのであった。こうした変化は、各地で進展する地域権力の形成に伴う東国領主の再編によって引き起こされた現象であり、古河公方と東国領主全体、大名と急成長を遂げた一部の国人や「内之衆」との社会的地位の格差縮小をもたらし、その結果、各レベルでしばしば書札礼の格上げが実施されるようになったのである。しかし、もとよりそれで、古河公方や足利氏一族・大名の地位と権威が決定的に失墜したわけではない。確かに彼らは大勢として勢力を後退させたものが少なくないが、それでも東国の身分秩序の中で旧来の地位・身分を保持しつづけており、また、地域権力化した一部の国人・「内之衆」たちも、勢力拡大という事実をもって、ただちに「関東八家」に並ぶ大名身分への上昇転化を実現させたのではなかったの

である。

第四図は、戦国期の東国で顕著な勢力の盛衰が認められる領主たち(多賀谷・江戸・大掾・小田・長尾上杉氏)の書札礼を、実際の発給文書の中から例示したものであるが、以下、これらの事例をもとに、現実の勢力と身分とがどの様な関係にあったのかみていくことにしよう。

(A) から (D) は、下総の結城氏の「内之衆」から発展し、主家を凌ぐほどの成長を遂げた多賀谷氏の事例である。¹⁷⁾ まず (A) は、天正末期に分裂した多賀谷氏の一方の中心多賀谷三経(重経実子、下総太田城主)に宛てた結城晴朝の書状である。この書状は、書止め文言を恐々謹言とし、署名に実名十花押を書いているが、宛所は多賀谷左近大夫殿と下り書きの形式をとっており、明らかに結城氏が大名として優位に立ち、多賀谷三経は国人並の書札礼で遇されていたことが判明する。また、下野烏山的那須資胤が発給した (B) でも、宛所に多賀谷下総守殿(尊経||重経、下妻城主)とあるように、結城氏と同じく大名の立場から国人に対する書札礼(下り書き)をとっており、¹⁸⁾ さらに結城晴朝と多賀谷重経が、南奥の大名田村氏(三春城主)に発給した (C) (D) では、晴朝が対等の書札礼をとっているのに対し、重経は署名に名字までを書き、宛所には脇付けを添えるなどより厚礼の書札礼(国人から大名宛て)で臨んでいた。これらの事例は、多賀谷氏が結城氏のみならず東国・南奥羽の

大名全体の中で一格下の位置付けをされるとともに、自らもその地位を容認していたことを示している。

つぎの（E）（F）は、佐竹氏の「内之衆」から常陸第二の勢力に成長した江戸氏（水戸城主）の事例である。¹⁹ 結城晴朝が江戸重通（彦五郎、晴朝の娘婿）に宛てた（E）は、多賀谷氏と同じ下り書き形式の国人並の書札礼をとっており、また、江戸重通が南奥の岩城氏（岩城平城主）に宛てた（F）では、署名に名字十受領までを書き、宛所には脇付けを添えるというように、国人から大名家に対する厚礼の書札礼をもって臨んでいた。この二例から、東国・南奥羽での江戸氏の位置付けが、その現実の勢力と関わりなく国人扱いであったことが明らかとなる。

戦国期に急成長を遂げた多賀谷・江戸氏に対し、戦国後期に佐竹氏の軍事指揮下に編成された大名が大掾氏（常陸府中城主）であり、その書札礼の事例として掲げたのが（G）・（J）・（L）である。このうち（G）は、天正末期に大掾清幹が佐竹氏に宛てた書状であるが、すでに清幹は、佐竹氏の軍事指揮に属する存在となりながら、書札礼においては依然として対等の立場をとりつづけていた。²⁰ しかも大掾氏は、（J）のように同族である真壁氏（真壁城主、大掾氏庶家）に対して下り書きの書札礼で臨み、また、真壁氏からは（K）（L）のように、佐竹氏とまったく同じく名字の明記を憚り在所名を記す厚礼の書札礼をもって遇されていたのであった。（K）（L）

は、常陸西部で地域権力への道を歩みつつあった真壁氏が、なお国人身分に位置付けられていた一方で、勢力停滞の中で事実上佐竹氏の配下に属していた大掾氏が、なおも佐竹氏と同じ大名扱いの礼をもって遇されていたことを示している。

つぎの（H）（I）は、同じく常陸の大名小田氏（小田城主）の事例である。²¹ 戦国後期の小田氏は、多賀谷・佐竹氏の攻勢によって本拠小田城を没落し、事実上その分国を分解させていたが、常陸藤沢で命脈を保っていた小田天庵（氏治）は、（H）のように、佐竹義重に宛てて対等の書札礼による書状を発しており、一方の義重もまた、（I）のように対等の書札礼を用いた書状を氏治に発したのである。これらの事実は、小田氏が決定的に没落した後も、東国社会では大名身分の位置付けをされており、小田氏自身もまた、大名たる自らの身分意識を抱きつづけていたことを明示する。

以上のように、戦国期の東国では領主層の顕著な盛衰が見られたが、たとえば多賀谷氏や江戸氏のように、急激に勢力を伸ばして大名的発展を遂げた者であっても、「内之衆」・国人に出自を持つ存在である以上、大名身分へ上昇することは決して容易に実現し得ない状況にあった。しかもその一方では、小田氏や大掾氏のように、大名身分の領主が没落または他大名の分国へ編成されたとしても、そのことよってただちに国人や「内之衆」へ身分を降格されたわけでもなかったのである。それは、彼らの身分の序列を決定的に規

第四図 勢力に盛衰があつた東国領主の書札礼

(A) 結城氏から多賀谷氏宛(多賀谷文書)

今朝者為代官四郎次郎被指越候、外聞内儀忝存計候、……委細小貫撰津守可相届候、恐々謹言、

六月五日

晴朝(花押)

多賀谷左近大夫殿

(B) 那須氏から多賀谷氏宛(栃木県庁採集文書)

仍南衆于今佐野表張陣候哉、……万々大田原山城守可申越候間、不能詳候、恐々謹言、

五月十五日

資晴(花押)

多賀谷下総守殿

(C) 結城氏から田村氏宛(佐竹文書)

如承意、佐江御一和之儀、以使可令申届候処、……定為演説候条、不能細意候、恐々謹言、

正月廿三日

晴朝(花押)

田村殿

(D) 多賀谷氏から田村氏宛(佐竹文書)

其以往万事無御心元時節、御礼一入快然之至候、……路次大切之上、不能一二候、恐々謹言、

拾月一日

多賀谷

重経(花押)

田村殿

御報

(H) 小田氏から佐竹氏宛(佐竹文書)

態令啓候、然者其以往、依無差儀、令絶音問候、……不能細説候、猶期後音候、恐々謹言、

上巳

天庵(花押)

佐竹殿

(I) 佐竹氏から小田氏宛(栗栖文書)

如承意、自会津懇望之筋目、無抛候間、来廿九日出馬令議定候、……珍重候、恐々謹言、

壬月廿五日

義重(花押)

小田殿

(J) 大掾氏から真壁氏宛(真壁文書)

就塩味之儀、 令御意見候、……惣而日本国中大小神祇可蒙御罰物也、恐々謹言、

十一月十三日

忠幹(花押)

真壁右衛門佐殿

(K) 真壁氏から大掾氏宛(真壁文書)

急度申入候、太田へ指越申候者、……御返答可為御肝要候、御吉事重々奉略候、恐々謹言、

式月十七日

真壁

氏幹(花押)

府中江

参人々御中

(E) 結城氏から江戸氏宛（水府志料所収文書）

態令啓候、……抑愛千代殿着袴之為御祝儀、……

猶横倉右近口上ニ可有之候、恐々謹言、

霜月十日 晴朝（花押）

江戸彦五郎殿

(F) 江戸氏から岩城氏宛（佐竹文書）

如貴札、今般義重父子出陣、……委從太田陣可被

申候条、早々奉略候、恐々謹言、

三月三日 江戸但馬守

岩城殿 重通（花押）

貴報

(G) 大塚氏から佐竹氏宛（佐竹文書）

急度令啓候、仍永々北口御在陣、誠々御太儀候、

……、万吉期後節候、恐々謹言、

極月拾一日 清幹（花押）

佐竹殿

(L) 真壁氏から佐竹氏宛（佐竹文書）

如貴札、此度至上州御調儀、在々所々無残所有

如思召……、御吉事重々奉省略候、恐々謹言、

真壁

極月廿六日 氏幹（花押）

太田江

御報

(M) 上杉謙信から小山氏宛（小山文書）

年創之御慶、……令表御吉兆迄候、恐々謹言、

正月十日 弾正少弼景虎（花押）

謹上 小山殿江

(N) 上杉謙信から小山氏宛（澁江文書）

芳志重々之処、無幾程相忘、北条氏康一味逆

心……、巨細河田豊前守可申候、恐々謹言、

十月五日 輝虎（花押）

小山下野守殿

定していたのが「御家之御品」、すなわち各個人が属する家の格（家格）であったからであり、たとい大名個人が没落しても、大名の家が存続する限り、その家の格付け自体も消滅することはないからであった。そして、その家格が東国社会の中での身分序列を規定する普遍的で重要な要件とされ、勢力の拡大という事実のみを

もってしては、たやすく身分の格上げの社会的承認を得ることができなかつたのであつた。⁽²⁸⁾ このように、身分秩序の枠組はかなり固定的な側面を有しており、それだけに、領主間の身分関係を具体的に表現する書札礼は、文書を授受するそれぞれの領主にとって重大な関心事とならざるを得な

かったのである。たとえば、永禄一二年(一五六九)の越相同盟に際し、北条氏康と上杉謙信とが古河公方足利義氏と関東管領職の帰属とともに、両氏間の書札礼の在り方を重要案件として取りあげていたのも、また、戦国期に小弓公方を擁立して地域権力化した里見氏が、上杉謙信の発した文書の書札礼に対して不満を述べ、結局、房越同盟が不成立に終わったのも、ともにこの書札礼問題が深く絡んでいたのであった。⁽²⁴⁾この二例が示すように、書札礼は、文書発給者が相手の身分をどの様に位置付けているかを文書の書式で具体的に表示し、それを直接送り届けるものであっただけに、そこに擦れ違いが生じた場合、文書の発給者・受給者ともに、家の面子を掛けて争うことがまま有り得たのである。⁽²⁵⁾その意味で、書札礼は、たんなる文書の形式であるのみにとまらず、その文書を授受する領主間の身分の序列・秩序を確認し合う重要な役割を果たしていたといつてよく、彼等がそれを遵守し続ける限り、既存の社会秩序も維持されることになったのであった。

それでは、身分・家格はまったく不変なものであったかといえは、必ずしもそうではない。たとえば、越後守護代の長尾景虎は、上杉憲政から山内上杉氏の家名と関東管領職とを譲られて、国人・守護代から大名の上位に立つ存在へ身分上昇を遂げたのを機に、下野の大名小山氏に発した文書の書札礼を、第四図のように、(M)から(N)へはっきりと変化させていたのであった。また、幕府奉公衆

に出自を持つ北条氏が、飛躍的な勢力拡大を前提に古河公方足利氏と婚姻関係を結び、足利氏一族・関東管領という新たな社会的地位を獲得することによって、大名身分またはその上に立つ存在へと上昇転化していったのである。この上杉・北条氏の場合は、身分・家格の上昇を達成した代表的事例であるが、その前提には山内上杉氏という家の継承、古河公方の外祖父・叔父の立場の獲得が重要な要件となっており、この貴種または格式の高い家の親類・縁者に参入した事実が領主社会の全体から容認されることによって、はじめて身分・家格の格上げが実現されることになったのである。

これまで見てきたのは自立した領主間の身分・家格の変化についてであった。これに対して、地域権力化した東国領主たちは、その内部に編成した奉公衆・国人や「内之衆」に対する統制を強化しつつ、旧来の身分・家格の秩序とは異なる新たな秩序を分国(支配領域)レベルで形成していった。その結果、各分国(支配領域)内部での領主間の身分の秩序は、譜代中下級家臣・新興家臣の政權中枢部への参画、一族門閥や外様国人の従属化などの中でしだいに変質していくことになる。こうした分国レベルでの身分・家格の改変が最も顕著に推進されたのは北条氏の場合であるが、しかしその北条氏も東国に存在する以上、分国外の領主諸階層に相対する時には既存の身分・家格の秩序を尊重しなければならず、それを否定しようとすれば世間のきびしい批判の対象とならざるを得なかったのである。

る。結局、各地の分国内部で地域権力が推進する新たな動きが、それぞれに分国を越えた東国全体で進展しない限り、東国旧来の諸秩序の多くは依然として維持されていくことになったのである。²⁸⁾

四、若干の提言

(一) 身分と実力との葛藤

以上、戦国期東国における書札礼を通じて領主階級の身分秩序・序列について概観してきた。もとよりそれは、限られた側面からの検討ではあるが、官途・受領の世界を概観しても同じような現象を見出すことができるので、本稿で提示した身分秩序・序列は、戦国期東国の基本的かつ普遍的なそれであったと見做してまず大過ないと考ええる。その中で何よりも注目しておきたい点は、戦国期地域権力の諸研究に際し、ともすれば単なる形式とし見做されがちな礼の秩序が、じつは領主間の秩序の維持・固定化に重要な役割を果たしていたこと、それぞれの地域権力が礼の秩序の中で占める位置（身分・家格）と支配領域の規模や領域支配の内容が示す地域権力の実力とは必ずしも一致しないこと、その身分・家格と実力との間には少なからぬ葛藤が見られること、などの諸事実であろう。

すなわち、前節で例示したように、多賀谷・江戸氏らは、結城・佐竹氏の「内之者」出身ながらも地域権力化を遂げ、戦国期の東国・

南奥羽の政局に少なからぬ影響を与えるまでの存在となったが、彼等の最盛期においてさえ、当該地域の礼の秩序の中に占める位置は、依然として旧王家の結城・佐竹氏よりも一格下に置かれ続けていたのであった。またその一方では、戦国後期に完全に没落した小田氏や佐竹氏の軍事指揮に従った大掾氏が、礼の秩序の上では豊臣政権による全国統一に至るまで、東国領主たちから一貫して大名たる身分を容認され続けていた。この二つの現象からすれば、確かに身分・家格は、現実の実力・勢力を直接反映しない形式的なものであり、実際、これまでの文献史学による地域権力論は、その側面を中心に見てきたといつて間違いない。もとよりそれは、地域権力の勢力・実力の盛衰に対応した文書・記録の残存状況に規定された結果であるとともに、最も取組み易い分析視角に左右された結果であるといえよう。それゆえ、これまでの文献史学では、現実の実力・勢力に対する身分・家格など礼の側面から戦国期の領主諸階層について積極的に検討しようとする視角にやや乏しかったように思われる。その意味で、この側面からの地域権力論は、今後に多くの課題とともに多様な発展の可能性を残しており、いずれ具体的な領主諸階層の身分・家格を描き出すことができるようになるであろう。

しかし、そこでやはり問題となるのは、領主諸階層の身分・家格と現実の実力・勢力との間に見られる少なからぬズレであり、たとい残存する文書・記録からそのズレの在り方を検討したとしても、

文献史学の方法をもってしてはその具体化の面で自ずと限界が生じることになる⁽²⁸⁾。これに対して中世考古学は、発掘調査という独自の方法を駆使し、城館跡の遺構とそこに埋没していた様々な遺物を通じて領主諸階層の現実の支配・生活・信仰などの場を描き出すことができるだけに、その具体性は極めて高いといつてよい。ただ、それにしても、これまでの中世考古学の研究者が、遺構や遺物の性格を観察しようとする際に、身分・家格という側面を念頭に置いて見ていたかどうか問題であり、たとえば遺構・遺物の規模や造作、量や質を現実の勢力とそれを裏付ける経済力・軍事力のランク付けのみからしか評価していなかったとするならば、見落としや着目し得なかった事柄も、案外少なくはないように思われる。

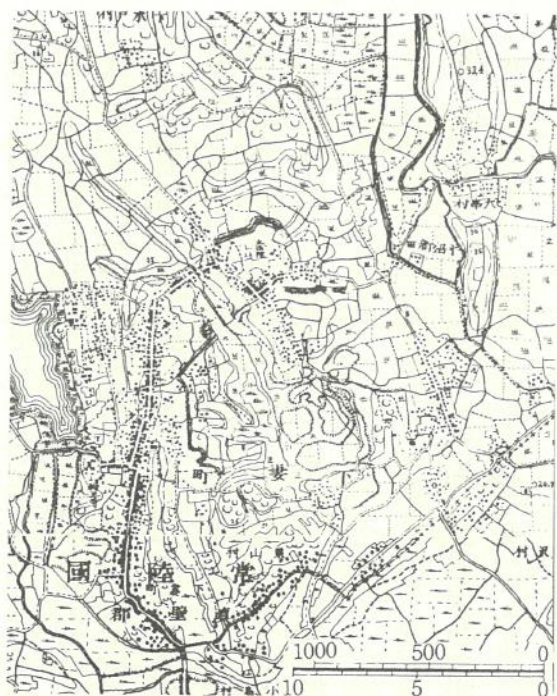
そこでつぎに、本稿でこれまで述べてきた文献史学の領主身分・家格論の立場から、中世城館跡の発掘調査に際し、今後、どの様な点に十分留意しながら遺構・遺物を観察していくことが必要であるのか、思い付くままに列記してみることにしたい。

(二) 遺構を読む時の留意点

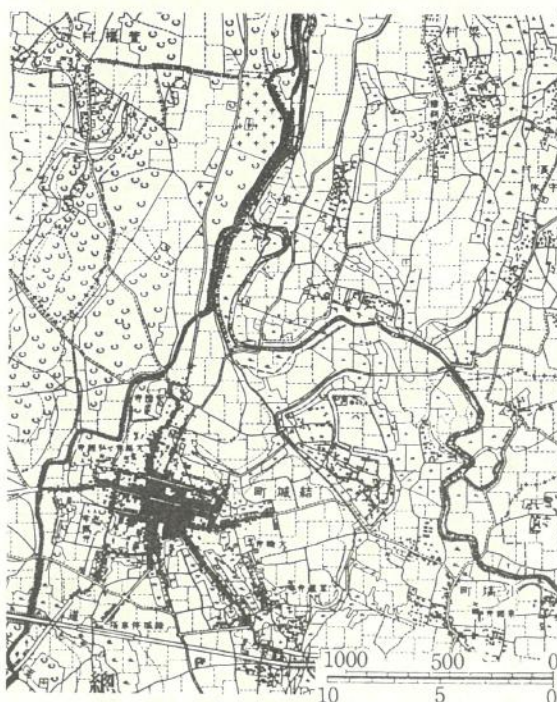
まず第一にあげられることは、城館跡の規模と構造に関する問題である。その事例として、多賀谷氏の居城下妻城跡(第五図)と結城氏の居城結城城跡(第六図)を見てみよう。この二つの城跡は、まだ発掘調査が実施されていないが、迅速図に見える遺構の基本的な在り方は、戦国末期のそれから決定的に改変されていないと見做

されるので、遺構を読む時の具体的事例として十分使用に耐えられ⁽²⁹⁾と考える。

第五図と第六図を見ると、下妻城跡の場合は城郭の本体部分に対して外郭部分が極めて大きく、単純に城域の規模を比較すれば完全に結城城跡の本体部分の規模を凌駕している。しかし、城郭の本体部分を比較してみると、結城城跡がゆったりとした規格性のある曲輪どりをしているのに対し、下妻城跡のそれは比較的小さく規格性の乏しい曲輪どりであることに気付くであろう。もとより迅速図上での比較のみであれこれと議論するのは慎重でなければならぬが、そこに見られる顕著な相違点は、①結城城が大名結城氏の城郭であったがゆえに、当初から大きな城域と威厳を持つ城郭として築城された可能性が高い、②下妻城は結城氏の「内之衆」多賀谷氏の城郭であったがゆえに、当初は小規模な城郭として築城されながらも、多賀谷氏の勢力拡大にとともに次第に城域の拡大が計られていった可能性が高い、というように、結城・多賀谷氏の性格や成長過程をある程度まで映し出していることが読み取れるのである⁽³⁰⁾。この事実は、下妻城の外郭部分が多賀谷氏の成長につれてどの様に拡大されようとも、その中心部分には築城当初の多賀谷氏の地位・身分が一定程度止められていることと、城郭跡はその規模から城主(領主)の勢力規模や経済力を単純に評価するのみではなく、城郭構造そのものの中に表現された城主(領主)の歴史や性格を読み取っていく



第五図 迅速測図に見る常陸下妻城跡
(迅速測図 下妻町・新石下村より)



第六図 迅速測図に見る下総結城城跡
(迅速測図 結城町より)

視角が必要であることを物語っているといえよう。

このこととの関わりで第二に留意したい点は、城郭の各パーツの造作に関する問題である。豊臣期の城郭が石垣と瓦によって明確にランク付けされていたことは、すでに中井均氏らの研究によって適格に指摘されているが、最近では戦国後期の城郭跡においても、それぞれ地域で独自の石垣や石積み³⁰の技法を用いた事例が幾つも報告され、改めてそれが使用されたことの意味を問うべき段階になっている。確かにこれを戦国末期の軍事的緊張の高揚に伴う現象と見做すこともできようが、豊臣期の石垣や瓦が城郭の格付けの指標、

ひいては城主の格式・身分の指標になっていたことを想起するならば、戦国期の諸事例も単なる軍事的緊張状態や城主の軍事力の強弱から説明するのみでは、もはや不十分な理解になったというべきではなからうか。

前述のように、戦国期東国に領主間の身分秩序・序列が明確に存在したことが確認される以上、それが彼らの居城や居館の在り方も何らかの形で反映していたと考えるのは、むしろ当然の見方とすべきであろう。その際、城郭において身分の序列や格差を端的に表現できるのは、大手虎口の造作、曲輪の数や規模・形態、堀・土塁

の規模などであることを思えば、石垣や石積みを用いた堅固で荘厳な虎口や、城郭規模に比べて深く大きな空堀・土塁が存在したり、古風な中にもゆったりとした風格ある曲輪どりの城郭があったとすれば、⁽³²⁾簡単に遺構編年論の視角のみから処理したり、軍事的側面に偏重した評価に止めることなく、さらに一歩進んで城主（領主）の身分・格式の具体的表現という側面からも観察することが必要であり、それによってその城郭跡や城主（領主）のより正確な位置付けが可能となるように思われる。

第三は城郭跡内部から掘り出された建物群の配置や造作に関する問題である。この点については、小野正敏氏が居館内部の建物配置の検討から、「主殿」に代表される主従関係などの身分関係を表現する場（表）と「会所」に代表される身分関係を積極的に否定する場（裏）の存在、そして天下統一の過程で後者が否定され前者に一元化されていくという近世への道筋を示した研究も生まれているが、⁽³³⁾ここでは遺構そのものから城主（領主）やその一族・家臣たちの身分・格式を読み取る際の留意点について述べておく。

周知のように、近世の大名屋敷は、その規模や門構えなどの造作でかなり明確な格付けの指標が存在した。そして、戦国期においても領主間の身分秩序・序列がはっきりと確認される以上、戦国期の城郭跡から掘り出された建物跡群についても、格付けの指標を読み取る視角が必要なのではなからうか。もとよりこれまでの発掘調査

によって、礎石や廂を伴う建物が城内の中心的な位置を占めていたことなど、城内の建物跡の性格や役割についての様々な事実が指摘されている。しかし、その際、建物跡の規模や構造に見られる差異をたんに軍事力・経済力の相違として捉えるのみではなく、建物の格式や居住者の身分差という視角からも意識的に観察されてきたであろうか。具体的にいえば、古河公方や格式の高い足利氏一族など、戦国後期に実力の面で斜陽の一途を辿りつつも、身分や格式の面では地域権力化した大名や国人よりも高い地位を占めていたが、実力のみでは乗り越え難い彼らの身分・格式の相違は、その屋敷や建物の造作に何らか形で反映されていた可能性が高いのであり、この点を意識的に見ていかなければ、遺構に表現された身分・格式の指標は容易に見出だすことはできないであろう。⁽³⁴⁾

それは建物の配置についても同様であり、とりわけ多数の家臣の城内居住が確認される城郭の場合、各曲輪内部における屋敷間の格差と曲輪単位でみる屋敷間の格差は、城主の権力構造や支配機構を考える上でも重要な意味を持つ。すなわち、戦国期東国の地域権力の権力中枢は、本宗家当主と譜代側近家臣によって固められるか、本宗家当主と有力一家中との共同によって固められており、多くの一族門閥や外様家臣たちは直接支配機構の中核部に参画することがないので、当然ながら城内でもそれに対応した屋敷配置が予想される。それゆえ、権力中枢の外側に位置する一族門閥は、高い身分を

持ちながらも城内の中心部に屋敷を構える可能性は極めて低く、反対に権力中枢にある譜代側近は、政治上の位置によって城郭の中心部に屋敷を構える可能性が高いといえるが、中世考古学がこうした問題を独自の方法によって究明していくためには、掘り出された建物跡から身分や政治的地位の差異を読み取るような視角が必要になってくるのではなからうか。

(三) 遺物を読む時の留意点

つぎに遺物からその城館跡の性格を読む時にはどのような視角が求められるのか、若干の留意点を述べておきたい。

戦国期の贈答関係の史料を見ていると、贈答品目の内容の相違が身分の格差をかなり明確に表現していることが判明する。第一表(第四表は、東国領主と古河公方との間で授受された贈答品目を整理したものであり、このうち第一表と第二表は大名身分の小山・那須氏を事例とし、また、第三表と第四表は国人身分の茂木・真壁氏を事例として取りあげている)。

ここでまず、第一表の小山氏の場合を見ると、一六世紀前期の足利高基の時代から最後の公方足利義氏の時代に至るまで贈答が行われているが、一部の臨時的な贈答を除けば、ほとんどの場合、小山氏からの進上品は太刀や馬・鶴・扇子・白鳥であり、公方からの返礼として下賜品は太刀と馬であった。その中でも太刀のみが固定化しているように、両者間で最も重要な贈答品とされていたのは太

刀であり、これについて馬が位置付けられていたことを確認することができよう。同様にして第二表の那須氏の場合を見ると、大半は一六世紀半ば以降の足利義氏の時代のものであるが、やはり両者間の基本的な贈答品となっているのは太刀と馬とであった。

つぎに第三表の茂木氏の場合を見ると、一五世紀後半の公方成氏とその子政氏の時代にみに限定されているが、茂木氏からの進上品が太刀を基本に白鳥を添える形であるのに対し、公方からの下賜品の大半は劔であった。同じく第四表の真壁氏の場合を見ると、真壁氏から公方への進上品は太刀を基本として白鳥や柑子を添えていたのに対し、公方からの下賜品は初期の事例を除いてその大半が劔であった。すなわち国人身分の真壁氏は、茂木氏と同様に太刀を進上すれば劔を下賜されるのが慣例となっており、この点で太刀進上・太刀下賜を基本とする大名身分の小山・那須氏と決定的に異なっていたといえよう。

このように見るならば、大名と古河公方間の贈答品の基本である太刀は大名身分の指標であり、そして国人と古河公方間の贈答品の基本である劔が国人身分の指標とされていた可能性は極めて高いということになる。この点は、天正五年(一五七七)に東国領主層が足利義氏への年頭挨拶に際しての贈答品の在り方とほぼ同じであり、太刀を進上して太刀を下賜される者が大名身分または大名扱いの存在、太刀を進上し劔を下賜される者がそれに次ぐ存在、そしてそれ

第一表 小山氏と古河公方の贈答品目

8・25	小山小四郎	足利高基	17号
	太刀・馬←	→太刀・馬・鶴	
8・25	小山秀綱	足利晴氏	51号
	太刀・馬←	→太刀・馬・鶴	
八・朔	小山秀綱	足利藤氏	64号
	太刀・松葉←	→太刀・扇	
2・1	小山秀綱	足利義氏	69号
	太刀←	→太刀・馬	
8・朔	小山秀綱	足利義氏	71号
	太刀・馬←	→太刀・馬	
永祿三 閏六・五	小山秀綱	足利義氏	79号
	太刀←	→太刀・馬	
正・27	小山秀綱	足利義氏	73号
	太刀←	→太刀・馬	
8・朔	小山秀綱	足利義氏	25号
	太刀・馬←	→太刀・馬	
8・2	小山秀綱	足利義氏	82号
		→扇子・縹子	
極・23	小山秀綱	足利義氏	90号
		→樽・白鳥	
正・26	小山政種	足利義氏	91号
	太刀←	→太刀・扇・白鳥	
8・朔	小山政種	足利義氏	93号
	太刀←	→太刀・扇子	
8・朔	小山政種	足利義氏	94号
	太刀←	→太刀・扇子・白鳥	

*右端の数字は『栃木県史料編中世一』小論文書の文書番号

第二表 那須氏と古河公方の贈答品目

8・27	那須資房	足利高基	77号
		→馬	
正・14	那須資胤	足利義氏	6号
	太刀←	→太刀	
正・15	那須資胤	足利義氏	1号
	太刀←	→太刀・馬	
2・5	那須資胤	足利義氏	2号
	太刀←	→太刀・馬	
6・25	那須資胤	足利義氏	14号
	太刀←	→太刀・馬	
6・27	那須資胤	足利義氏	15号
	太刀←	→太刀・馬	
8・朔	那須資胤	足利義氏	4号
	太刀・馬←	→太刀・馬	
8・朔	那須資胤	足利義氏	5号
	太刀・馬←	→太刀・馬	
8・朔	那須資胤	足利義氏	7号
	太刀・馬←	→太刀・馬	
8・朔	那須資胤	足利義氏	9号
	太刀・馬←	→太刀・馬	
正・13	那須資晴	足利義氏	10号
	太刀←	→太刀・馬・青鯨	

*右端の数字は『栃木県史料編中世二』那須文書の文書番号

第三表 茂木氏と古河公方の贈答品目

正・13	茂木治時	足利成氏	55号
	太刀1←	→太刀・白鳥	
8・朔	茂木治時	足利成氏	74号
	御返←	→太刀	
正・13	茂木知行	足利成氏	54号
	御劔←	→太刀・白鳥	
8・朔	茂木知行	足利成氏	73号
	御返←	→太刀以下	
正・18	茂木持知	足利政氏	56号
	御劔←	→太刀・白鳥	
8・1	茂木持知	足利政氏	72号
	御劔←	→太刀以下	
正・13	茂木治重	足利政氏	53号
	御劔←	→太刀	

*右端の数字は『栃木県史料編中世二』茂木文書の文書番号

第四表 真壁氏と古河公方の贈答品目

正・19	真壁朝幹	足利成氏	32号
	御劔←	→太刀・白鳥	
正・12	真壁治幹	足利政氏	51号
	御劔←	→太刀・白鳥	
正・十三	真壁治幹	足利政氏	48号
	墨←	→扇・柑子	
正・13	真壁治幹	足利政氏	52号
	御劔←	→太刀	
3・9	真壁尚幹	足利政氏	56号
		→月毛馬	
九・朔	真壁治幹	足利政氏	55号
		→雁	
菊・11	真壁治幹	足利政氏	47号
		→初雁	
正・13	真壁宗幹	足利高基	60号
	御劔←	→太刀	
正・13	真壁宗幹	足利高基	61号
	御劔←	→太刀	
2・13	真壁宗幹	足利高基	49号
		→御馬	
8・24	真壁宗幹	足利高基	53号
		→雁	
正・12	真壁久幹	足利晴氏	72号
	御劔←	→太刀・白鳥	
正・12	真壁久幹	足利晴氏	74号
	御劔←	→太刀・白鳥・柑子	
8・16	真壁久幹	足利晴氏	73号
		→雁	
8・晦	真壁久幹	足利晴氏	75号
		→雁	

*右端の数字は『真壁町史料中世編I』の文書番号

第五表 天正五年年頭申上衆の贈答品目

申上衆	進上目	下賜品	備考
成田下総守（氏長）	御太刀1腰・1荷五種	御太刀・御書	代官須賀対面
茂呂右衛門佐	1荷3種	御扇・御書	代官対面なし
小田大炊頭	1荷3種	御扇・御書	代官対面
壬生上総介（義雄）	1荷3種・御扇・御弓	御扇・御書	代官本間対面
山川犬寿丸（晴重）	御樽・白鳥	御扇・御書	飛脚
足利千手院	1荷3種	御扇・御書	
足利鑣阿寺	建溪100袋	御扇・御書	飛脚
結城（晴朝）	御太刀・白鳥	御太刀・御書	代官築参上
佐倉（千葉邦胤）	御太刀・白鳥	御太刀・御書	飛脚
粟飯原孫二郎	菱食1	御書	
由良刑部父子	御太刀・1荷五種	御太刀・御書	代官小曾根参上
高城下野守（胤辰）	白鳥1	（受領）	代官相馬参上
佐野小太郎（宗綱）	2荷7種	御書	代官大貫参上
屋形（北条氏政）	御太刀・御扇	御太刀・御書	代官大石参上
北条陸奥守（氏照）	2荷5種	御書	
小田（氏治）	御太刀・白鳥	御太刀・御書	飛脚
報恩寺	2荷7種	御扇・御書	代官小菅参上
鎌倉惠光院	1荷3種	御扇・御薫	
太田越前守	1荷3種		代官参上
長尾新五郎（顕長）	御太刀・1荷・白鳥	御劔	
若満坊	牛玉巻数・護・御筆・扇	藤	
島崎左衛門大夫	御扇・白鳥	御書	
小高常陸介	御扇・白鳥	御書	
下河辺式部大夫	白鳥	御書	
下河辺左近将監	雁1	御書	
山田宮内太輔	雁1	御書	
下河辺民部太輔	雁1	御書	
国分左衛門太郎	白鳥	御書	飛脚

*喜連川家文書案より作成。

以下は各種贈答品に対して扇と文書を送られる者、下品なしで文書のみを送られる者たちに区別されていたのであった（第五表）。

以上のように、贈答で授受される太刀・劔・扇などの物品は、それ自体が東国の領主たちの身分の指標となっていたのであり、この

他甲冑・絵画・陶磁器なども彼らのステータスシンボルとして機能していた可能性が極めて高い。おそらくこうした身分標識となり得る物品は、朝廷や公方・將軍などによる下賜品や家宝として保存されてきた伝世品などが基本であって、たとえどの様な経済力を獲得

したとしても、誰もが自由かつ容易に入手できたものではなく、それぞれの身分・格式による少なからぬ制約があったと見做すべきであらう。すなわち、戦国期の社会でも、身分・格式という家・人のランク付けと同じように、モノにも代価の高低とは別のランクがあり、同じレベルの家・人とモノとの結合関係が理想とされ、その慣習から外れたモノの所有をしたとすれば、世間から分不相応と批判されることになったのである。

こうした家・人とモノとの関係を前提とするならば、出土遺物の観察に際し、新たな視角の導入が必要であることは容易に察知されるであろう。出土遺物にはなり難い絵画はともかくとして、太刀・劔・扇や甲冑については朽ちた刀身・甲や刀装具・小札などが時折出土しているし、陶磁器類に至っては膨大な出土量を誇っているのであるから、右に見た家・人とモノとの関係という視角からの見直しは十分に可能であろう。もとより戦国期になれば、都市部のみならず農村部でも青磁・白磁・染め付けなどが使用され、その出土例が少なからず報告されており、陶磁器類からその遺跡の主の身分・格式までを具体的に究明することはそれ程容易なことではない。しかし、たとえば足利政氏が、青磁の水入を黒子千妙寺に贈っている事実²⁹などが示すように、戦国期東国の政治・宗教界の上層部で贈答に用いられる青磁・白磁の壺・皿・椀などの高級品は、都市や農村の有力者が誰でも簡単に入手できるものではなく、かなりの程度ま

で所有者の属する身分・格式を絞り込むことができるはずである。こうした観察方法の有効性を高めていくためには、たとえば梅瓶のように、その所有者の身分・地位をある程度予想できる遺物を指標として設定していくことが必要であり、その上で、やがて土器や陶磁器の編年と同じように、遺物の格・質からその所有者や遺跡の身分・格式の序列を読み取れるようになる日の来ることを待ち望みたい。

五、おわりに

以上、本稿では書札礼を手掛かりとして、戦国期東国の領主間の身分秩序・序列の概要を示し、そこに見られる実力と身分のズレに注目しつつ、軍事・経済的側面からの序列のみでは割り切れない社会の複雑な在り方について若干の考察を試みた。その上で、文献史学では容易に見えない高身分の斜陽領主の実像や、急成長を遂げながら大名身分へ容易に昇格し得ない有力領主たちの実態を、彼らの現実の支配・生活の場である城館跡に即して考えようとした。しかし、それには中世考古学の成果に期待する面が大きいことを指摘するとともに、文献史学の立場から中世考古学サイドへ、城館跡の発掘調査・研究に際して留意することが望まれる若干の論点を提示し、今後の大いなる成果に期待を寄せる旨を述べた。

もとより文献史学でもまだ必ずしも十分に検討されていない礼の秩序論の深化を、中世考古学サイドへ一方的に求めるのは身勝手なことであるかもしれないが、この種の議論を踏まえた発掘調査・研究を進めていくなれば、これまで見落としがちであった幾つかの問題は汲み取れるようになるのではなからうか。礼の秩序論は、これから説明すべき問題が山積みされているのが現状であり、その意味では文献史学・中世考古学ともにまだ同じ土俵の上に立っていると、⁽³⁸⁾いっても過言ではないであろう。今後さらに互いに刺激を与え合いながら有効な議論を深めて行くことができれば幸いである。

（高知大学教育学部）

註

(1) たとえば、史学会大会のシンポジウムの成果をまとめた、佐藤信・五味文彦編『城と館を掘る・読む』（山川出版社、一九九五年）などは、そうした動きを示すものであろう。

(2) その点で、近年、小林清治氏が「秀吉の書札礼」『東北学院大学論集』第二四号、一九九二年、のち同『秀吉権力の形成』東京大学出版会、一九九四年、に収録）、「伊達政宗の書札礼」『古文書研究』第四一・四二合併号、一九九五年）などを相次いで発表したの注目すべきことといえよう。

(3) 本稿は、戦国期東国の書札礼のあくまでも概略を示すにすぎない。

その全面的分析は、別の機会に行いたいと思う。

(4) 内閣文庫本。この史料は佐藤博信「『里見家永正元龜年中書札留抜書』（内閣文庫蔵）」『千葉大学人文研究』第一七号、一九八七年）などによって翻刻・紹介されている。

(5) この時期の里見氏の受給文書はほとんど存在せず、詳細は不明といわざるを得ないが、他氏の事例などを参照すると、足利氏一族、大名、奉公衆・国人からの文書では、それぞれに書札礼の相違があったと考えるのが妥当であらう。

(6) 「佐竹之書札之次第」「佐竹書札私」（ともに秋田県立文書館蔵、一九九四年に秋田県立秋田図書館より移管、本稿では、秋田県立秋田図書館所蔵時代に筆者が撮影した写真版による）。なお、この二つの史料は、東京大学史料編纂所に謄写本が所蔵されているが、本文に引用された文書の一部が紹介されたのみで全面的な翻刻はまだ成されていない。

(7) 奥書より、前者は天正一四年、後者は天正一六年に書写されたものであることが分かるが、両者間に微妙な差異があることから、その順すでに佐竹氏の一族・家臣間に複数の写本が流布していた様子がうかがえる。

(8) 披露状の時には、書止め文言を恐々謹言、宛所を謹上十名字十官途・受領（仮名）十殿、署名を官途・受領（仮名）十実名十花押とすのが定式であり、それは最後の古河公方足利義氏の時まで維持されていた。

- (9) 「佐竹書札私」では、北条氏の「御家之御品」を低く見ながらも、書札礼では同輩として扱う旨の記載がある。ここに家格・身分と実力との葛藤を読み取ることは容易であろう。
- (10) たとえば、佐竹氏の有力一族大山氏は、一五世紀末～一六世紀初頭まで、鎌倉公方・古河公方から直接文書を宛られており、自立した国人と同じ待遇を受けていた(「家蔵文書」七、秋田県立文書館蔵、以下同)。
- (11) 北・東・南の三家は、他の大名に文書を宛てる時にも、書止め文言を恐々謹言、署名を実名十花押というように佐竹氏当主と同じに記し、宛所のみ名字十殿に脇付けを添え一歩後退した位置をとる。佐竹氏が外部に文書を出す時、三家当主は実名十花押と署名することができた。
- (12) 永正七年一二月二日佐竹義舜起請文写「家蔵文書」一〇。
- (13) 栃木県塩谷郡喜連川町所蔵文書。この史料については、東京大学史料編纂所の謄写本によって翻刻した佐藤博信「義氏様御代之中御書案之書留」(『古河市史研究』八、一九八三年)がある。
- (14) しかし、小野崎・高城・井田氏ともに、一六世紀前半頃、書札礼の格上げがなされて(D)の待遇に変わっている。
- (15) 佐藤博信「義氏様御代之中御書案之書留」(前掲)参照。
- (16) この時期に、東国各地の領主たちの発給した文書の書札礼が、この史料に記された書札礼の内容と合致する事実はそのことを証明しているように。
- (17) 多賀谷氏については、『関城町史通史編上巻』(茨城県関城町、一九八五年)第六章(市村執筆)を参照。
- (18) 那須氏については、拙稿「戦国期下野那須氏権力の一断面―那須政資香銭注文」の分析―(『中央学院大学商経論叢』第一〇巻第一号、一九九五年)を参照。
- (19) 江戸氏については、『水戸市史上巻』(茨城県水戸市、一九六三年)第八章(藤木久志氏執筆)を参照。
- (20) この点については、拙著『戦国期東国の都市と権力』(思文閣出版、一九九四年)第一編第三章を参照。
- (21) 小田氏については、『筑波町史上巻』(茨城県つくば市、一九八八年)第二編第二章(糸賀茂男・小森正明両氏執筆)を参照。また、前掲拙著第二編第四章も合わせて参照。
- (22) 「佐竹之書札之次第」(前掲)の本文中にこの表現が見えている。
- (23) 戦国期に大名身分に昇格した例として、北条氏と上杉氏があげられるが、この両氏は古河公方の親類となるか山内上杉氏の家名を継ぐなど家格の変化をもたらす要件を獲得しており、また、足利氏一族である新田岩松氏の家臣から台頭した横瀬氏も、主家の後継者の名目を得て由良氏と名乗り、戦国後半には大名に準ずる扱いを受けるようになっている。これらの事実は、上位の身分への昇格に際して家格・家筋(血統)がかなり重要な条件となっていたことを物語っている。おそらく世間が身分昇格を容認する背景には、この問題が絡んでいたのだ

はなからうか。

- (24) 拙稿「越相同盟と書札礼」(『中央学院大学教養論叢』第四卷第一号、一九九一年)を参照。

(25) 古い例としては、吾妻鏡宝治二年閏二月二十八日条に見える足利義氏と結城朝光の書札礼争論があり、この種の争論が戦国期のみの問題に止まらないものであったことをはっきりと示している。

(26) 豊臣政権が天正一八年に東国の平定を達成した時、その書札礼が東国全体を覆い尽くし、戦国期東国の書札礼を終焉させたのである。

(27) 当初、本稿は官途・受領の問題も検討対象としていたが、紙面の都合上これを割愛せざるを得なくなった。官途・受領論は別の形で公にする予定である。

(28) たとえば、勢力を著しく後退させた足利氏一族が、ごく僅かしか関連史料を残していないため、その動向さえ十分に解明し得ないという事実を提示するだけでも、ことの困難さは容易に察知されるであろう。

(29) 註(17)に同じ。

(30) 中井均「織豊系城郭の画期―礎石建物・瓦・石垣の出現―」(村田修三編『中世城郭研究論集』所収、新人物往来社、一九九〇年)。

(31) たとえば、東京都八王子市の八王子城跡の石垣、群馬県太田市の金山城跡の石垣、栃木県宇都宮市の多気山城跡の石積み遺構などは、関

東の代表的事例といつてよからう。

(32) 虎口に見られる馬出し・枳形などは、権威の象徴としての性格を有

していたといわれるが、これら構造物も城館跡の格付けを考える上で重要な指標になるのではなからうか。

(33) 小野正敏「戦国期の館・屋敷の空間構造とその意識」(『信濃』五三一号、一九九四年)を参照。

(34) たとえば、建物の入口の造作、屋根の形や作り、間取り、壁の材質など様々な面に注目することが必要であり、さらには、戦国期近江国の土豪屋敷の二階門が一つの身分標識になっていたように、建物に表現された身分・格式の差は、都市や農村の町屋・農家についても考慮されるべき問題である。

(35) 東国・東北や九州南部の城郭の多くが、自立的な曲輪の集合体としての体裁をとることはつとに指摘されていることであるが、青森県浪岡町の浪岡城跡や同じく青森県八戸市の根城跡のように、発掘調査が進んで内部の建物配置がある程度読めるようになった今日、城郭構成の分権的性格を強調すれば事足りるとする段階を過ぎて、それぞれの建物跡の造作・形態から居住者の身分・格式を曲輪単位で検討しつつ、各曲輪ごとにとどの様な居住者構成が浮かび上がるのか、さらには曲輪の集合体である城郭全体を見た場合にどのような権力構成が読めるのか、本格的な解明に取り組みはじめる時期に来ているように思われる。

(36) この身分の区分は、書札礼の分析から導き出せる身分序列とほぼ一致するといつてよからう。

(37) 年未詳一二月六日足利政氏書状「千妙寺文書」(『関城町史史料編1』
茨城県関城町、一九八三年)。

(38) これまで文献史学が取り組んできた身分論は、下人論や非人論に関
心が集中し、領主間の身分差や公家間の身分差などについては十分言
及されて来なかったように思われる。確かに下人や非人に焦点を当て
ることによって、身分の本質的部分が見えてくるのは事実であるが、
領主間の身分やその序列の検討によっても身分の様々な側面を捉える
ことは可能であるので、この点の検討が今後さらに進められるべきで
あろう。この身分編成論から身分の本質に迫る途によれば、考古学か
らも身分論の議論に参加できる機会が生まれてくるように思われる。